

USEN Reservation利用規約

株式会社USEN(以下「甲」といいます)は、「USEN Reservation利用規約」(以下、「本約款」といいます)に従って、USEN Reservationを提供します。

第 1 条(用語の定義)

本約款において下記の用語は、各号の意義を有します。

- (1) 「乙」とは、次条 (USEN Reservation契約の成立等) 第1項に基づきUSEN Reservation契約が甲と成立した法人もしくは自然人を指すものとします
- (2) 「USEN Reservation」とは、甲が提供する乙が運営する店舗の顧客管理サービス、予約台帳サービス、及びその付帯サービスの総称をいいます。
- (3) 「USEN Reservationシステム」とは、USEN Reservationの提供に関するプログラム等のソフトウェア、設備等のハードウェア、並びに説明書等の印刷物及びそれらのデータを含むシステムの総称をいいます。
- (4) 「USEN Reservation契約」とは、次条 (USEN Reservation契約の成立等) に基づき甲乙間で成立したUSEN Reservationの提供に係る契約をいいます。
- (5) 「ID」とは、乙を識別するために用いられる符号をいいます。
- (6) 「パスワード」とは、IDと組み合わせ乙を識別する符号をいいます。
- (7) 「顧客情報」とは、乙の顧客が乙店舗等を利用する目的のため自らがUSEN Reservationに入力した自らの情報、及び乙が乙の顧客から取得しUSEN Reservationへ入力、USEN Reservationシステムで管理・保管される乙の顧客に係る情報をいいます。

第 2 条 (USEN Reservation契約の成立等)

1. USEN Reservation契約は、USEN Reservationの利用を希望する者 (以下「利用申込者」といいます) が、甲所定の申込書を甲に提出した日をもって、成立します。
2. 甲は、前項の定めにかかわらず、利用申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合、USEN Reservation契約の成立を取消すことがあるものとし、乙はこれを予め承諾するものとします。
 - (1) 甲との間において契約等に違反したことを理由として当該契約等を解除、解約されたことがあることが判明した場合
 - (2) 申込書に虚偽の記載、誤記があったとき、又は記入漏れがあることが判明した場合
 - (3) 債権債務の履行を怠るおそれがあるとして判断した場合
 - (4) その他、USEN Reservation契約の成立を不適当と判断した場合
3. 本約款の定めとUSEN Reservation契約の定めが抵触した場合、USEN Reservation契約の定めが優先して適用されるものとします。

第 3 条 (USEN Reservation契約の内容等)

1. 甲は乙に対して、日本国内において、USEN Reservationシステムの譲渡不能非独占的利用権を許諾します。
2. 甲は、USEN Reservationシステムに在する顧客情報等甲及び乙以外の第三者が閲覧できない状態で、管理・保管するものとし、乙は、閲覧する顧客情報を転写する甲および当該顧客情報を構成する各情報の管理・保管、又はその他必要な措置を自らの責任と費用負担において講じるものとします。
3. 乙に対するUSEN Reservation契約の詳細は、乙が甲に提出した申込書に定めるものとします。
4. 甲は、乙の承諾を得ることなく事前の通知なしに本約款を変更することがあります。この場合、USEN Reservation契約の内容は、当該変更が有効となる時をもって、当該変更後の約款の適用を受けることになり、乙は、これを予め承諾するものとします。
5. 甲は、USEN Reservationの提供に係る業務の全部又は一部を、第三者に再委託できるものとします。

第 4 条(禁止事項)

乙は、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 第三者のためにUSEN Reservationを利用する行為
- (2) 第三者にUSEN Reservationを利用させる行為
- (3) USEN Reservationのデザイン、及びプログラム等に係る著作権、産業財産権、技術的ノウハウ等を含む知的財産権、並びにUSEN Reservationシステムの設備等の所有権等を侵害する行為
- (4) 本約款及びUSEN Reservation契約に違反する行為

第 5 条 (ID及びパスワード)

1. 甲は、USEN Reservationが利用可能となった時、乙に対し、USEN Reservationを利用するためのID及びパスワードを発行します。
2. ID及びパスワードは、乙自身が本サービスの利用のためにのみ使用することができ、その他の目的のために使用し、または譲渡・貸与・名義変更・売買等を行うことはできません。
2. 乙は、自らのID及びパスワードによるUSEN Reservationの利用、及びその他の全ての行為が当該IDに係る乙による利用、及び行為とみなされることを予め承諾するものとします。
3. 乙は、自己の ID 及びパスワードの管理責任を負うものとし、ID 及びパスワードの盗竊、又は不正利用等により生じた一切の損害賠償の責を負うものとします。

第 6 条(障害時等の対応)

1. 甲は、USEN Reservationシステムの障害に関する乙からの連絡を甲が指定する保守受付窓口で受け付けるものとします。
2. 甲は、乙から障害発生連絡を受けたとき、速やかに原因の調査を行い、必要な措置を講ずるものとします。
3. 乙は、何らの対応を生じさせることなく、前項に基づき甲が行う調査等に全面的に協力するものとします。
4. 甲は、USEN Reservation システムに障害が生じるおそれがある事故等を知ったときは、直ちにその旨を乙に通知し、速やかに応急処置を加えたのち、遅滞なく今後の方針を示すものとします。

第 7 条(提供の中断)

1. 甲は、USEN Reservationシステムの運用・保守、又はその他技術上自らの判断により、USEN Reservationの提供を中断することができ、乙は、これを予め認識の上、承諾するものとします。
2. 甲は、前項の定めに基づきUSEN Reservationの提供の中断の予定ができる場合、中断する日2週間前までに、乙に対し通知をするものとします。
3. 甲は、以下のいずれかの事由が生じた場合、何らの通知を要することなく、USEN Reservationの全部若しくは一部を中断又は停止することができるものとし、乙は、これを予め承諾するものとします。
 - (1) 障害などのため、やむを得ないとき
 - (2) USEN Reservationの提供に必要な電気通信事業者の電気通信サービスに障害が発生した場合
 - (3) USEN Reservationシステムの能力を超える、又はそのおそれがある甲が判断した場合
 - (4) その他、不可抗力、法令の遵守のため、人命の確保のため、又は甲もしくは第三者の業務上の多大なる損害を回避するためにやむを得ないと甲が判断した場合

第 8 条(保証及び損害賠償の制限)

1. 甲は、USEN Reservationシステムが、第三者のデザイン、及びプログラム等に係る著作権、産業財産権、並びに技術的ノウハウ等を含む知的財産権を侵害していないことを乙に対し、保証するものとします。
2. 請求の根拠の如何を問わず、USEN Reservationに関して乙が甲に対して請求できる損害賠償は、甲の責めに帰すべき事由により乙が直接被った通常の損害に限られるものとします。
3. 甲が乙に対して支払う損害賠償の金額は、本約款に基づき甲が受領した対価の額を上限とします。
4. 前二項に加え、乙は、甲に対する損害賠償請求をする場合、第6条 (障害時の対応) 第3項など乙自身による対応が実施された後など、明らかで、かつ合理的な事由をもとに行われること、及び甲の責に帰すことができない事由から生じた損害、甲の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害については、一切の賠償請求をしないことを甲に対し保証するものとします。

第 9 条(免責)

- 甲は、以下の事由により乙及び第三者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、及びその他の法律上の請求原因の如何を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (1) 天災地変、騒乱、暴動等甲の帰責事由によらない不可抗力に起因する損害
 - (2) USEN Reservationシステムの障害に起因する損害
 - (3) USEN Reservation利用に係る回線の回線品質等に起因する損害
 - (4) USEN Reservationシステムへ侵入したコンピュータウイルスに起因する損害
 - (5) USEN Reservationシステムへの第三者による不正アクセス又はアタック等に起因する損害
 - (6) 顧客情報の紛失、消失、喪失、欠落、及び改ざん等に起因して発生した損害
 - (7) 乙が本約款、又はUSEN Reservation契約の定めに従って遵守しないことに起因して発生した損害

第 10 条(秘密保持)

1. 乙は、USEN Reservation契約の内容、USEN Reservation提供に係る技術的情報、及びその他甲から秘密と指定された情報 (以下、「秘密情報」といいます) を秘密として保持するものとし、甲の書面による事前の承諾がない限り、第三者に開示若しくは漏洩、又はUSEN Reservation利用以外の目的で使用してはならないものとします。
2. 秘密情報のうち、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まないものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知・公用の情報、又は開示後乙の責によらずして公知・公用となった情報
 - (2) 甲が開示した時点で既に乙が保有している情報。
 - (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報。
 - (4) 秘密情報によらず独自に開発した情報。
 - (5) 法令により開示することが義務づけられた情報。
3. 本条に定める秘密保持義務は、USEN Reservation契約終了後も効力を有するものとします。

第 11 条(個人情報の取扱い)

1. 甲は、保有する乙の個人情報 (顧客情報を除くものとし、以下本条において同様とします) に関し、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 及び甲が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に基づいて適正に取り扱います。
2. 甲は、甲が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従うほか、USEN Reservationの乙の個人情報について以下の目的で利用します。
 - (1) 乙へのUSEN Reservationの提供
 - (2) 乙の管理
 - (3) USEN Reservationの運営上必要な事項の連絡
 - (4) USEN Reservationに係る郵便物等の発送業務
 - (5) USEN Reservation利用料金の請求に関する業務
 - (6) 乙からの問合せへの対応業務
 - (7) 甲が発行するメールマガジンの配信
 - (8) 甲及び第三者のサービスなどの広告、宣伝、並びに販売の勧誘 (Eメール等)
 - (9) キャンペーン、懸賞企画、及びアンケートなどのUSEN Reservationに関する業務
 - (10) 新サービスに向けて必要な調査、アンケート、及びマーケティングの分析
3. 甲は、甲が別途定める「個人情報保護方針」及び「個人情報の取扱いについて」に従い個人情報適切に保護し、①乙の同意が得られた場合、②法令等により開示が求められた場合、③犯罪捜査など法律手続の中で開示を要請された場合、④消費者センター、弁護士会等の公的機関から正当な理由に基づき照会を受けた場合、⑤合併、営業譲渡その他の事由による事業の承継の際に必要に応じ開示する場合、個人情報を提供することがあります。
4. 甲は、甲が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」に従い、本条第1項の利用目的の範囲内で業務の全部または一部を第三者に委託する場合があります。
5. 甲は、個人情報の開示・訂正の請求を受けたときは、請求を行う者が本人または代理人であることの確認を、個人情報取扱規程に定める手続により行います。
6. 甲は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めます。なお、当該苦情処理の手続は、個人情報取扱規程に定めます。

第12条 (利用の対価)

1. 乙は甲に対して、USEN Reservation利用の対価として申込書に記載された初期費用、及び月額費用 (甲乙書面による特段の定めがある場合を除き、如何なる事由においても日割措置はないものとし、以下、同様とします)を支払うものとします。
2. 前項に定める月額費用は、甲によりID及びパスワードが発行された日の属する月の翌月から生じるものとし、乙は、当該月額費用をUSEN Reservation契約の有効期間中毎月支払うものとします。
3. 乙は甲に対して、初期費用、及び月額費用に消費税及び地方消費税を加算した上で、申込書に記載された支払期日、支払方法により、これを支払うものとします。なお、支払に係る銀行手数料等の費用は、乙が負担するものとします。
4. 甲は乙より受領した初期費用、及び月額費用を、事由のいかんを問わず返金しないものとし、乙は、これを予め承諾するものとします。
5. 甲は、月額費用等の改定または部分的変更を行うことができることとし、乙は、これを予め承諾するものとします。
6. 前項に基づき甲が月額費用を改定した場合、乙による月額費用が支払済みである期間には当該改定された月額費用は適用されないものとし、新たな支払いのときから当該改定された月額費用が適用されるものとします。
7. 甲は、本条第3項に基づく支払期日に初期費用、又は月額費用の入金確認ができなかった場合、USEN Reservation契約を解除することができますこととします。この場合、甲は乙に事前に通知することなく直ちに全ての (複数回のUSEN Reservation契約がある場合における全ての契約を指します。) USEN Reservationを停止することができるものとします。

第 13 条(契約期間等)

1. USEN Reservation契約の契約終期は、前条第2項に定める月額費用の発生した月から起算して12か月目の月の末日とします。
2. USEN Reservation契約は、契約終期の前月の末日までに乙から甲所定の書面による解約の意思表示がない限り、1ヶ月間自動的に同条件にて更新されるものとし、以降も同様とします。

第 14 条(中途解約)

乙は、USEN Reservation契約の契約期間中に、当該USEN Reservation契約の終了を希望する場合、終了を希望する日の前月末日までに甲所定の書面により申し入れをするとともに、甲に対して契約期間の残期間分に相当する月額費用を違約金として一括にて当該終了を希望する日までに支払わなければならないものとします。なお、契約期間の残期間に対する支払い済みの月額費用がある場合、違約金から当該支払い済みの月額費用を控除するものとします。

第 15 条(解除)

1. 甲は、乙が次の各号に定めるいずれかに該当したと甲自らが判断したときは、何らかの通知催告を要せず、直ちにUSEN Reservation契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本約款、又はUSEN Reservation契約に違反したとき
 - (2) 自ら降り出し、または裏書した手形もしくは小切手が不渡りになったとき
 - (3) 租税公課の滞納処分を受けたとき
 - (4) 自らの債務不履行により、差押え、仮差押え、仮処分等強制執行を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立を受け、もしくは自ら申立をした場合
 - (6) 営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡したとき
 - (7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
2. 乙は、前項によるUSEN Reservation契約の解除を受けた場合、当該USEN Reservation契約に基づき生じた債権債務を甲が定める日までに清算するものとします。
3. 乙は、本条第1項によりUSEN Reservation契約の解除を受けた場合、甲に対して何らの異議、申し立てをせず、かつ前項の履行に何らの条件を付さないことを甲に保証するものとします。

第 16 条(契約上の地位の承継)

1. 乙のUSEN Reservation契約上の地位は、会社法に基づく事業承継または法定相続等による場合かつ甲が別途その承継を承諾した場合に限り第三者が承継することができるものとします。

2. USEN Reservation契約上の地位の承継を受けることを希望する者は、速やかに甲が指定する方法により、事業承継の事実、およびその他甲の指定する事項を甲に通知しなければなりません。なお、甲がUSEN Reservation契約上の地位の承継を承諾しない場合、その地位の承継を希望した者がUSEN Reservationの提供を受けるためには、新規の利用申込をする必要があります。

第 17 条(USEN Reservation契約終了後の措置)

1. USEN Reservation契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、乙は直ちにUSEN Reservationの利用を停止し、ID及びパスワードを返還、又は乙の指示に従い消去するものとします。
2. 甲は、USEN Reservation契約が終了した場合、USEN Reservation契約終了後直ちに、当該USEN Reservation契約に基づきUSEN Reservationシステムに管理・保管されている顧客情報を消去するものとします。

第 18条(本契約の変更)

1. 甲は、変更後の規約について、USEN Reservation上に1ヶ月間表示するものとし、同期間が経過した時点 (以下「適用開始日」といいます) をもって、乙が変更後の規約に同意したものとみなします。
2. 乙は、変更内容を承諾しない場合には、当該変更後の規約の掲載日より1ヶ月以内に、甲に対して書面により異議を通知するものとします。
3. 前項の場合を除き、本規約は、適用開始日に、第1項の規定に基づき、当然に変更されるものとします。

第 19 条(協議)

本約款に定めのない事項及び解釈に疑義が生じた事項については、甲乙が信義誠実の原則に基づき協議し、これを解決するものとします。

第 20 条(合意管轄)

本約款に関して万が一紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審専属的合意管轄裁判所とします。